

近年の経営事項審査改正の経緯について(主な改正点)

(1)平成10年改正

平成10年の中央建設業審議会建議において、経営事項審査について、従来の規模の競争から技術力・経営力による競争を促す制度とする必要があるとされたことを受け、以下の改正を実施。

量から質への転換

- ・完成工事高の評点の比率を縮小し、経営状況分析の評点の比率を拡大

技術力の重視

- ・評価対象となる技術者資格の追加

経営事項審査結果の公表

- ・インターネット等による公表を開始

(2)平成11年改正

大手ゼネコンの経営破綻が相次ぐ中で、経営状況分析について、建設業者の経営実態をよりの確に反映するよう改正する必要があると指摘されたことを受け、以下の改正を実施。

経営状況分析の指標の見直し

- ・収益性分析の的確化(営業利益、キャッシュフローの概念の導入)
- ・負債の状況の的確な把握(有利子負債に着目した指標の導入)
- ・資産の健全性の把握(不良資産を反映する指標の導入) 等

(3)平成14年改正

完成工事高評点テーブルの見直し

- ・建設投資の減少により、完成工事高の評点の平均点が制度設計時に想定した平均点(700点)を下回っていたことに対応し、評点テーブルを引き上げ修正。

企業年金制度の改正に伴う審査項目の改正

- ・企業年金制度の改正に伴い、確定拠出年金等を加点対象として追加。

(4)平成15年改正

完成工事高評点テーブルの線形式化

- ・従来の階段状の算定手法では、完成工事高が上がるに従って評点テーブルの刻みの幅が大きくなっていたことを改め、評点テーブルを線形式化。

(5)平成18年改正

完成工事高評点テーブルの見直し

- ・建設投資の更なる減少により、完成工事高の評点の平均点が制度設計時に想定した平均点(700点)を下回っていたことに対応し、評点テーブルを引き上げ修正。

防災に貢献する建設業者への加点措置

- ・国や地方公共団体等と防災協定を締結する建設業者について、W項目(その他社会性等)で加点評価

経営事項審査に関する主な指摘事項

経営事項審査については、従来から「企業評価のあり方等に関する意見交換会」の場などを活用して業界との意見交換を行ってきたことに加え、平成18年5月に総合政策局長の諮問機関として設置された「建設産業政策研究会」においても現状の問題点や改善の方向性が指摘されたところ。これらの場における主な指摘事項は以下の通り。

1. 制度のあり方について

経審だけが発注者の評価基準になってしまっているのではないか。

経審至上主義が建設業者の経営を歪めているのではないか。

大手と中小、総合工事業者と専門工事業者で一律の評価基準で評価を行うことは不合理であり、企業規模や事業形態に応じて評価項目を分けるべきではないか。

経審は本来発注者が用いるための制度であり、大手と中小を分けることについては、発注者の利便性を踏まえ慎重に検討すべきではないか。

多様な経営形態の建設業者を適切に評価するため、グループ評価を拡充すべきではないか。

入札ボンドが本格導入されれば、経審（特にY）は不要ではないか。

エンドユーザーに対する情報開示の観点から、工事実績やコンプライアンス情報などについて充実させる必要があるのではないか。

虚偽申請がはびこっているのではないか。

2. 個別の評価項目について

(1) X1、X2（企業規模）について

評価が完工高偏重に陥っているのではないか。また、その結果、建設業者の採算を軽視した受注競争を惹起しているのではないか。

企業の実力を評価するうえでは、従来の完工高重視から転換し、利益重視の評価とすべきではないか。

完工高が公共・民間、元請・下請の区別無く計上されて同様に評価されるのはおかしいのではないか。

完工高として計上する基準が会計方法（完成基準、進行基準）によってマチマチであるのは、比較可能性上問題ではないか。

海外子会社の工事も完工高に参入すべきではないか。

完工高に対する従業員数の割合が加算評価されているため、企業の生産性向上を阻害しているのではないか。

(2) Y (経営状況) について

小規模業者ほど Y で点数を稼いでおり、評価が歪んでいるのではないか。

指標に用いる評価項目に偏りがあり、ペーパーカンパニーに有利な評点体系になっているのではないか (固定資産が多ければ点数が下がる等)

借入金が増えれば減点評価となるため、新分野進出を阻害しているのではないか。

公認会計士等の監査を受けている業者とそうでない業者では計算書類の信用性に大きな差があるので、評価に差をつけるべきではないか。

会計基準を一定程度統一すべきではないか。

(3) Z (技術力) について

技術者のチェックが不十分であり、名義貸し等の虚偽申請を招いているのではないか。

一人の技術者を異業種間で重複して評価しているのは、業種毎の実際の技術力を反映していないのではないか。

技術者の加点対象範囲を拡大 (縮小) すべきではないか。

評点テーブルを線形式化すべきではないか。

技術者数以外の要素も評価すべきではないか (工事成績、 I S O、特許件数、研究開発費 等)

(4) W (その他社会性等) について

コンプライアンス等の C S R に関する評価を拡充すべきではないか。

保険未加入業者へのペナルティが小さいのではないか。

業務災害の評価は自己申告なので信憑性に乏しく、また、労災隠しを招いているのではないか。

地域に貢献する建設業者を高く評価する評価体系にすべきではないか。

以上